



企業行動・倫理規範



企業行動・倫理規範

はじめに	2
一般的倫理基準	2
利害の衝突	2
秘密保守義務、会社資産の保全と適正使用	4
公正取引および誠実さ	4
政治献金	4
法律の遵守	5
放棄	8
行動規範の遵守	8
違反が疑われる事態の報告	9
手続き	9
第三者の苦情の場合の追加手続き	9
行動規範承認書	10



企業行動・倫理規範

はじめに

この企業行動・倫理規範(「規範」)は ESCO テクノロジーズ社と世界中にあるその子会社(以下総称して「ESCO」または「当社」)に適用されます。この規範は、従業員、役員、取締役員(以下総称して「社員」)のひとりひとりが当社を代表して行動するときに遵守しなければならない倫理基準についての一般的な説明を提供します。この規範は、社員に対して当社が何を求めているかを規定するとともに、倫理問題が生じた場合の基本的な指針を示すために設けられています。この規範は、現行の、あるいは将来設けられる可能性のある会社方針や手順を補足するものであり、それらに取って代わるものではありません。社員各自はこの規範を読み、そこに記載されている倫理基準に精通し、その基準に従って行動してください。また時々、その基準の遵守に同意することを確認する必要があります。

ESCO はビジネス全般における倫理基準の遵守を意図していますが、そのためには当社のビジネスがすべての適用法規を遵守し、最高水準の企業倫理をもって遂行されなければなりません。グローバル企業である ESCO は、拠点を持っている国々の文化や習慣に配慮し、その国々の地域社会や環境を尊重しなければなりません。当社の繁栄と成功は、誠実さと信念に基づく企業行動をとるという当社と社員の評判にかかっています。不正な活動は当社の評判を汚すだけでなく、悪影響を及ぼしかねません。不正に見えるというだけでも非常に悪い影響を及ぼし(大きな被害を被り)かねません。

社員は各自この規範を遵守する責任があります。規範遵守は管理職によって監視されるとともに、定期的な社内監査および検査でも取り上げられます。規範に基づく社員の行動はその人物の判断力と能力を示す重要な指針です。この規範の規定を遵守しない社員は、解雇も含む懲戒処分の対象となります。

この規範は、社員に対して当社が何を求めているかを規定するとともに、倫理問題が生じた場合の基本的な指針を示すために設けられています。

本規範の違反に気づいた社員は、ここに規定される手続きによりそれを報告する義務があります。違反と疑われることを報告した告発者に対する報復は許容されません。

一般的倫理基準

当社の倫理的および法的責任を確実に遵守するために設定された一般的基準を以下に規定します。これらの基準は必ずしも、適用可能なすべての義務を示すものではありません。一般的に、不正であると目に映る行動や誠実に倫理的な会社であるという ESCO の評判を汚すような行動は避けなければなりません。

利害の衝突

ある人の個人的な利益が、なんらかの形で当社の利益に干渉するとき、またはそのように見える場合、「利害の衝突」が発生します。ある人が自分の会社での職務を客観的かつ効率的に遂行することが困難になるような行動をとった場合や、そうした利害関係がある場合に、利害の衝突という状況が生じます。利害の衝突は、社員の当社における職務の結果として同社員やその家族が不正な個人的利益を得る場合にも生じます。社員は、個人債務の保証やローンなど、当社の方針および手続きに基づいて正式に許可されない恩恵や便益を当社から受け取ってはなりません。社員に



は全力を尽くして ESCO の事業利益を推進する義務があります。社員は当社への忠誠と責任に相反する私的な、または仕事上の、あるいは経済的な利害関係を持ってはなりません。利害の衝突となる可能性がある活動をここにすべて網羅することはできませんが、利害の衝突が生じる可能性のある慣行や状況例をいくつか次に示します。

- **個人的投資：**ESCO の経営最高責任者または顧問弁護士の事前許可を文書で取り付けた場合は例外として、社員(およびその身近な家族の一員)は ESCO の取引会社または競合会社に対して重要な経済的利害関係、その他の利害関係を持ってはなりません。ただし、投資信託などの自由裁量でなく、指図しない取決めを通しての所有権や、株式公開会社の発行済み株式の 5%未満を所有することは許可されません。
- **会社の機会：**社員が ESCO と競争することは禁止されています。また、社員が会社の資産、情報、または会社内の自分の役職を通して発見したチャンスを、最初に ESCO に提供せずに自分が取得することや、会社の資産、情報、役職を自分の利得のために利用することも禁じられています。社員は、当社の正当な利益を促進する機会がある場合には促進するという当社に対する義務を負います。
- **ビジネス関係：**ESCO の経営最高責任者または顧問弁護士の事前許可を文書で取り付けた場合は例外として、社員は次のいずれかに該当する会社の取締役、役員、顧問、従業員、その他の職務に就いてはなりません。(a) ESCO の競合会社、(b) ESCO の取引先または ESCO と取引をしようとする会社、(c) ESCO の従業員、役員、または取締役による職務遂行の直接の障害となるか、障害となるように見える会社。
- **ビジネス上の贈答：**社員(またはその身近な家族の一員)は、ビジネス決定または自

主的な判断に対する影響力を行使する目的で、あるいはそのような目的に見える贈物を贈ったり、受取ってはなりません。この方針の適用における一般的な指針を次に示します。

- (a) 顧客または仕入先の従業員の行動に影響を及ぼす目的でその社員に贈物をしてはなりません。
- (b) 米国政府の職務に関して政府職員に贈物をするのは禁止されています。ただし、当社の方針および米国政府の規則により明確に許可される小額の場合は例外となります。
- (c) 外国政府官僚への贈物は、当社の方針により明確に許可され、かつ適用法に違反しない場合は許可されますが、それ以外は禁止されています。
- (d) 当社は仕入先や取引業者の選定にあたっては、価格、品質、評判などの優秀さを基準として決定します。社員は、本部倫理問題相談員の許可を得ずに、現行のあるいは潜在的な仕入先や業者、競争会社、取引業者または当社と取引していると妥当に予期されるその他の第三者から、直接または間接的に賄賂、手数料、リベート、謝礼金、または贈物を要求したり、受け取ってはなりません。ただし、現金以外の小額の個人的な贈物は例外とします。
- (e) 社員は通常のビジネスにおける礼儀として時々提供される食事やその他の妥当な接待を提供したり、受けることができます。ただし、その接待はビジネス上の決定に影響を与えるために提供・受諾されないことを条件とします。何をもって「妥当」と判断するかは、その地域の法的または財政上の要件に見合ったその土地における通常の業界の慣習をもって指針とします。例えば、営業担当者は有効なビジネス関係を築くために、その地域の既存の方針に従って通常の製品または販売促進物品をビジネス上の贈物として授与すること



ができます。この指針に合わない接待は、その授受の前に本部倫理問題相談員の許可を得なければなりません。ビジネス上の接待や高価な贈物のやり取りをするときは、はた目に不正行為または利害の衝突と映ることを避けるために、常識と良識のある判断が必要です。

秘密保守義務、会社資産の保全と適正使用

すべての社員は、当社の資産、機密情報、ならびに当社がそれを保護することに合意した第三者の情報を適切に使用する義務があります。

- **会社の資産および施設**：すべての社員は、当社の資産を保護し、それが確実に効率的に使用されるようにしなければなりません。盗難や不注意、浪費は当社の利益率に直接影響します。当社の資産はすべて正当なビジネス目的に使用されなければなりません。
- **機密情報**：当社資産を保護する義務の対象には当社の専有情報も含まれます。機密情報は、当社の財務、ビジネス、技術的側面に関する情報など、それが外部に公開されると当社およびその顧客が不利になるか、競合会社の利益になることがあるすべての非公開情報を含みます。極秘情報は、企業秘密、発明、特許申請などの知的所有権に関するものや、開発中のビジネス計画や販売計画、技術的および製造上のアイデア、デザイン、価格設定、開発中の製品やサービス、データベース、記録、給与情報、予期される当社の買収や売却に関する情報、および未発表の財務データや報告書に関するものも含まれます。機密情報には第三者から取得した情報で当社がその保護を約束した情報も含まれます。これらの情報を無許可で利用または配布・流通することは禁止されているだけでなく、違法となる場

合もあり、民事および/または刑事刑罰の対象となることもあります。社員の雇用中に取得または作成された情報は、その形態を問わずすべて当社の財産となり続けます。社員は ESCO を退職・辞職した後も機密情報の保護義務を負い続けます。

- **社員の開発**：当社は、社員が当社の雇用を通してあるいは当社のリソースを利用して開発・作成したアイデア、発明、および著作作品(「社員の開発」)に対するすべての権利を合法的に有します。社員は雇用の条件として、社員の開発の所有権をすべて ESCO に移転することが義務付けられています。

公正取引および誠実さ

社員は各自、当社の顧客、仕入先、競合会社および他の社員を公平に扱うよう努力しなければなりません。重大な事実のごまかし、隠匿、偽り、部外秘情報の乱用、その他の意図的な不正ビジネス行為により不当な優位性を得てはなりません。

政治献金

- **連邦政府**：米国連邦政府の公職候補者または被任命者、その政党または委員会のため、あるいはその支援のために ESCO の資金または資産を使用してはなりません。
- **州と地方自治体**：米国の州または地方自治体の公職候補者または被任命者、州または地方の政党または委員会のため、あるいはその支援のために ESCO の資金または資産を使用してはなりません。ただし、それが当社の特定の方針を遵守し、適用法規に違反していない場合は、例外とします。
- **外国**：米国外における公職候補者または被任命者、また政党または委員会のため、あるいはその支援のために ESCO の



資金または資産を使用してはなりません。ただし、それが当社の特定の方針を遵守し、適用法規に違反していない場合は例外とします。

この禁止は、直接献金のみならず、商品やサービス、機械装置を候補者、政党、委員会に提供するなどの間接的支援にも適用されます。連邦、州、地方自治体の公職候補者、被任命者、政党、委員会への社員による個人的献金、および会社が主催する政治活動委員会は、その献金が適用法により禁止されていない場合は許可されます。

法律の遵守

ESCO は事業活動を行っているすべての国々において良き法人市民となるように努力しています。社員は、当社が事業活動をしている管轄地域のすべての法律、規則、規制、ならびに米国や外国における行動を規定する ESCO の方針を遵守しなければなりません。

- **インサイダー取引関連法：**社員は通常のビジネス遂行を通して、当社に関する重要な情報をそれが公知になる前に取得することがあります。重要な情報が一般に公開されていない場合、それは非公開情報とみなされますが、それを同僚をはじめ他の人に開示してはなりません。ただし、当社のビジネス遂行のためにその情報を知る正当な必要性がある人は例外です。その情報が当社の株式価格に影響することが合理的に可能な場合や、合理的な投資家が当社の株式を売買するかどうかを決定するときその情報が重要である場合は、その情報は重要であるとみなされます。これらの情報には、業績報告やその他の財務データ、合併・買収・売却の交渉、大規模契約の締結または解消、基幹管理職の変更、重大な訴訟や申立てに関する情報が含まれますが、それだけに限定されるものではありません。また、

連邦および州の証券法ならびに当社の方針では、重要な非公開情報を保有しているときに当社の株式を売買することを禁止しています。この行為は「インサイダー取引」と呼ばれます。この情報を証券を売買する可能性がある人に提供すること(すなわち「インサイダー情報の提供」)も違法行為となります。社員が当社の職務遂行において当社の顧客など他社の重要な非公開情報を知った場合にも、この禁止が適用されます。これらの法律に違反すると重大な民事および刑事刑罰の対象となることがあります。

当社ではインサイダー取引方針を定めています。この方針は次のように規定しています。

- (a) 重要な非公開情報は、その情報の誤用を防止するため、当社の外部者には一切開示してはなりません。ただし、ビジネスの目的においてその開示が必要で、かつ機密保持契約の締結などの適切な手順を踏んでいる場合は例外とします。
- (b) 当社では重要な情報の公開に関する標準手続きを設定しています。この手続きを踏まずにその情報を公開してはなりません。
- (c) 当社または他の会社に関する重要な非公開情報を知った社員は、当社の証券、またはその他社の株式、オプション、証券を売買したり、売買させてはなりません。

ESCO のインサイダー取引方針には、この方針に関する詳細情報や、当社の上級役職にある社員に適用されるその他の制限事項が規定されています。社員は全員、当社のインサイダー取引方針を遵守しなければなりません。またこの件について質問があれば顧問弁護士に相談してください。

連邦および州の証券法や当社方針では、社員は、重要な非公開情報を所有していないときに適用法を遵守して設定された所定の証券取引プランに基づき、そのプランに参加することにより当社の証券を売買することが許可されることがあります。証券取引プランへの参加を希望する社員は、その証券取引プランが採用、修正、または終了される前に法務部にそのプランを提出して承認を得てください。

- **独占禁止法：**連邦政府とほとんどの州政府、欧州経済機構(EEC)、およびその他の外国政府の多くが独占禁止法や「競合」法を施行しています。これらの法律は、市場における競合会社、顧客、または仕入先を巻き込んだ、競争抑制または市場占有という効果をもつ特定の行動(すなわち「取引の制限」)を禁止しています。これらの法律の目的は、商品やサービスの市場に基づき効率的に運用されることを確実にすることです。一般的に、社員は価格、販売・サービスの条件、生産、流通、領域や顧客に関して競合会社との間で明示的または黙示的に、また公式・非公式に、理解、合意、または計画を結んではなりません。社員は、価格、販売・サービスの条件、その他の競争的情報を競合会社と交換したり、独占禁止法に違反するその他の行動をとってはなりません。

この規範は、これらの独占禁止法を包括的に説明するものではなく、また専門家の意見に取って代わるものでもありません。社員は独占禁止法に関する問題が生じそうな事態が判明した場合、速やかに顧問弁護士に連絡して下さい。

これらの独占禁止法の目的は、商品やサービスの市場が競争に基づき効率的に運用されることを確実にすることです。

- **不正支払い禁止法、輸出禁止措置、貿易制裁、ボイコット禁止法：**世界各国の法律や習慣には違いがありますが、すべての社員は他国においても米国においても当社の評判を維持しなければなりません。海外でビジネスをするとき、社員は外国の法律上の義務や、海外事業に適用される米国の法律に繊細な注意を払うことが重要です。これらの法律の中には、米国の海外腐敗行為防止法(「FCPA」)などの不正支払いに関する法律、および外国政府官僚の収賄撲滅に関する OECD 条約(「OECD 条約」)、輸出規制、制裁措置、貿易禁止、ボイコット禁止法などが含まれます。

これらの法律・規制は非常に複雑で、その違反は重大な刑事および民事刑罰の対象となることもあります。この件に関する質問は ESCO 法務部に連絡して下さい。

- (a) **FCPA および OECD 条約：**社員は世界中のどこにあっても、当社がビジネスを獲得・維持できるように、あるいは不正な優位性を得られるように、公職候補者の行動または判断に不正な影響を及ぼすことを意図して、外国政府官僚、外国の政党、政党幹部、または公職候補者(あるいは、その支払いが外国の政府官僚、政党、政党幹部、または公職候補者に提供、授与、または約束されることを承知の上でその他の人物)に金銭、その他の有価物、あるいは便宜を直接・間接的に支払うか与えること、またはそれを約束、提供、あるいは許可することを禁止されています。社員は、公職者の公務執行に影響を与えようとしていると映る可能性がある取引を回避する方法で行動するとともに、不正支払いを禁止する法規が確実に遵守されるために設けられたその



時々有効な特定の ESCO 方針ならびに手続きを遵守しなければなりません。

- (b) 輸出制御：当社および米国外で組織され存在するその子会社は、その時々有効である輸出規制に関する ESCO の方針および手続きならびに、子会社が営業する外国の法域および米国により適用される輸出規制に関するすべての法規を遵守しなければなりません。
- (c) 制裁措置および貿易禁止：米国政府は各種外交政策の促進のため、および国家安全の目的で、特定の国および政府（また現・元政府官僚、およびテロリストおよび麻薬密売人と指定される組織および人物）に対して経済制裁や貿易禁止を実施します。当社が営業している他の国々も、国際平和および安全の維持や回復を目的とする国連やその他の多国間制裁に参加することがあります。米国法に基づいて設立されたか米国に存在するすべての ESCO 系列会社、および米国市民または永住権保持外国人（「グリーンカード」保持者）の全社員は、どこにあっても、また米国法以外の法律に基づいて設立された ESCO 系列会社に雇用されていても、適用されるすべての米国の経済制裁または貿易禁止を守らなければなりません。米国の制裁や貿易禁止は、米国外の ESCO 系列会社あるいは米国で設立されていない ESCO 系列会社、ならびに米国市民でも永住権保持外国人（「グリーンカード」保持者）でもない社員の特定の活動に適用されることもあります。この活動には米国製の製品を米国外から米国に再輸出することなどが含まれます。これらの会社および社員は、自分たちが営業しているその管轄法域において実施されている国連、多国間、その他の制裁（容認されない国際的ボイコット（以下参照）は例外とする）を遵守しなければならず、また特殊な状況において適用される米国の制裁の遵守に関する

法律上の必要事項を確認しなければなりません。

- (d) ボイコット禁止法および規制：当社、米国外で設立されたか米国外に所在する ESCO 子会社、および社員は、アラブ諸国によるイスラエルのボイコットのように受容されない国際的ボイコットを対象とする適用される米国のボイコット禁止法および規制に違反してはなりません。米国のボイコット禁止法および規制は一般に次の4つのことを禁止しています。(i)ボイコットの対象国、その国民、またはその国の法律の下で設立された会社、あるいはブラックリストに載せられた会社と取引することを拒否するか、拒否することに合意すること。(ii)人種、宗教、性別、または出身国を理由に個人または会社を差別するか、差別することに合意すること。(iii)禁止されているボイコット条項が含まれている信用状の支払い、引受け、買取り、開設をすること。(iv)ボイコットまたはブラックリストの対象人物と当社の取引関係に関する情報を提供すること。さらに、社員は米国政府が容認しない国際的経済ボイコットへの参加または支持を口頭または書面で要請された場合は、それを報告しなければなりません。

- **情報公開と財務記録**：ESCO は株式公開企業として米国の証券法および規則に義務付けられる米国証券取引委員会とニューヨーク証券取引所に提出する報告書や届出書の中で、またその他の公表・出版において、当社の財務、事業、および経営に関する情報を完全、公正、正確に、かつ理解しやすく、さらに時宜にかなって作成し、公開する義務を負っています。この義務を遵守するため、ESCO の会計帳簿類は取引や資産の取得・処分を正確に反映しなければなりません。会計帳簿類は、(i)適切な詳細を伴って維持され、(ii)



明瞭かつ正確で、(iii)適用される法律上の規則や会計規則、ならびに当社の内部統制システムを遵守していなければなりません。勘定、財務諸表、税金の確定申告書、経費報告書、タイムカードなどの当社の書類において虚偽の、あるいは誤解を招くような記述や記帳をしてはなりません。当社の定期報告書や届出書、広報における情報公開の責任者は、その公開される情報が完全、公正、正確で、理解しやすく、かつ時宜にかなっていることを確実にしなければなりません。

社員は、当社の社外監査人による当社の財務記録の監査に直接・間接的に干渉するため、あるいは不正な影響を与えるために、虚偽の記述または表明をしてはなりません。

■ **雇用と安全方針**

- (i) 当社はすべての個人が尊重され、尊厳をもって扱われる職場環境の育成に努めています。当社はビジネス的な雰囲気を維持し、雇用の機会均等を促進するとともに、社員、顧客、仕入先、業者、または製造業者による、あるいはそれらに対する一切の差別行為を禁止します。
- (ii) 当社は労使関係および賃金・労働時間の規制などの作業環境に関して適用されるすべての法律を遵守します。
- (iii) 社員は労使関係や労働条件を規定する法律上の権利の履行を求める他の社員に対して干渉したり報復してはなりません。
- (iv) ESCO は、健康、安全、環境に適用される連邦、州、地方自治体の法規の遵守に尽力します。社員は ESCO の製品と職場が一般庶民と

この規範を運営管理するために、当社では本社内に本部倫理問題相談室を開設し、各子会社は事業体倫理責任者を任命しています。

社員にとって安全なものとなるように最大の努力をします。

放棄

この規範の一部分を放棄する場合は、取締役会の指名/法人管理委員会によりその放棄が適切であると確認され、承認されることを条件とします。ESCO の取締役または役員に適用されるこの規定を放棄する場合は、ESCO 株主に対して確実に開示するために、その放棄を ESCO ウェブサイトに迅速に掲示します。

行動規範の遵守

すべての社員はこの規範を理解し、それを遵守する責任があります。この規範を運営管理するために、当社では本社内に本部倫理問題

相談室を開設し、各子会社は事業体倫理責任者を任命しています。現行の社員および新入社員にはこの規範が一部配布されます。各社員は、本規範に含まれている行動規範承認書に必要な事項を記入し、署名することにより、

この規範を受領し、それを一読したことを確認します。各子会社の社長は、すべての承認書が適切な事業体倫理責任者のもとに転送されてくることを確実にします。必要に応じて本規範に関する追加トレーニングや指導が行われます。この規範に関して質問がある社員は、直属の上司、間接的な上司、その他の管理系統の上層部、所属する事業体の倫理責任者、本部倫理問題相談員、または ESCO の法務部職員に相談してください。本規範はときおり改訂、変更、または改正されることがあります。

上司は当社の「倫理的環境」を促進する上で重要な役割を担います。当社の上司はそれぞれ、自分の部下の各従業員の行動を監督す



るとともに、従業員にこの規範を確実に理解させ、遵守させる責任があります。本規範に違反する可能性があることを通知されたかそれを知った上司は、それを事業体の倫理責任者または本部倫理問題相談員に報告し、適切な措置を仰いでください。

違反が疑われる事態の報告

当社および当社の取締役会は、倫理問題を提起、検討、解決するために複数の手段を提供しています。利用できる複数の報告手段は次のとおりです。

- 通常の場合、まず直属の上司に相談してください。
- 社員は自分の部門の管理系統の上層部に相談することもできます。
- 社員が上記の2つの方法では不安な場合、該当する子会社の事業体倫理責任者に、または次の方法で本部倫理問題相談員に連絡してください。

郵便:

ESCO Technologies Inc.
Corporate Ethics Official
V.P. Human Resources
9900A Clayton Road
St. Louis, MO 63124

電子メール:

corporateethicsofficial@escotechnologies.com

- また、子会社内あるいは本社の人事部を利用することも可能です。
- 社員はさらに、ESCOの顧問弁護士あるいはESCO法務部の弁護士に連絡することもできます。

郵便:

ESCO Legal Office – General Counsel
9900A Clayton Road
St. Louis, MO 63124

電子メール:

escollegal@escotechnologies.com

- 最後に、社員はそのような報告を受け付けるために任命された役員であるESCOオンブズマンに対して秘密裏に報告することもできます。手紙または電子メール

のいずれかで、下記の連絡先に報告してください。

郵送:

ESCO Technologies Inc.
Ombudsman
9900A Clayton Road
St. Louis, MO 63124

電子メール:

Ombudsman@escotechnologies.com

注) 英語以外の言語で報告する場合は、すべて文書で報告してください。

オンブズマンへは匿名で報告することも可能です。匿名の報告は、報告後十分な事実がある場合、詳細に調査されます。

手続き

これらのすべての報告は極秘に取り扱われ、質問を寄せたか問題を提起した社員の正体はできる限り秘密にされます。報告は十分に調査され、可能な限り返答を提供します。本部倫理問題相談員、顧問弁護士、またはオンブズマンに対して英語以外の言語で報告する場合は、文書で報告してください。質問を寄せた社員やそのような告発者に対する報復行為やいやがらせは容認されません。事業体倫理責任者、本部倫理問題相談員、当社人事部、法務部、またはオンブズマンに報告された倫理規範の違反は記録され、ESCO取締役会の指名/法人管理委員会に報告されます。

第三者の苦情の場合の追加手続き

経理、内部会計管理、または会計監査に関する第三者による苦情は、ESCOのオンブズマンに提出することになります。そのような苦情はすべてESCO取締役会の監査・財務委員会に報告されます。



行動規範

承認書

私は **ESCO 企業行動・倫理規範** を受領し、これを読みました。またそこに規定されている条件を遵守することに同意します。

社員の署名

社員の氏名(読みやすい字体で書くかタイプする)

日付

子会社・部署名

この承認書に必要事項を記入し、署名した上で、子会社・部門等の事業体の倫理責任者に返却してください。